

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき「地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」として定められています。

表1 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格65.2に定める方法(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4に定める方法(一部内容省略)又は規格34.1.1c)(注 ⁽²⁾ 第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	告示付表8に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		